淀川区役所総務課臨時的任用職員（事務職員）
募集要項

1　募集人数

1 名

2　業務内容

淀川区役所総務課関係業務

（窓口・電話対応、郵便物仕分け、書類整理保存、Word・Excel 等を使用したパソコン入力作業、計理等を含む）

3　応募資格

地方公務員法第 16 号各号に該当する者及び日本国籍を有しない者は受験できません。

（参考）

地方公務員法第 16 条（抜粋）

【欠格事項】

第 16 条　次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4　任用期間

令和 8 年 12 月 1 日（火）から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

5　勤務条件等

(1) 勤務時間

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで（休憩時間 45 分含む）

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12 月 29 日～ 1 月 3 日）

(3) 勤務場所

淀川区役所総務課（５階 51 番）

大阪市淀川区十三東２丁目３番３号

(4) 給料

月額 227,824 円（地域手当含む。募集開始日現在）

※初任給は、学歴や行政機関、民間企業等での実務経験等に応じて決定されます。

※通期手当・期末勤勉手当・扶養手当・住居手当などは、本市職員基準により支給します。

(5) 年次休暇

７日

(6) 社会保険等

健康保険（大阪市職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険に加入

(7) その他

上記以外の勤務条件については、基本的に本務職員に準じたものになりますが、詳細については採用決定後、お知らせします。

6　選考方法

次の２つの方法により得られた結果により選考します。

(1) 筆記試験（論文）

下記のテーマについて、あなたの考えを述べてください。

1. 論文テーマ

 「正確な事務処理を行うにあたり、あなたが心がけてきたこと（または心がけたいこと）について」

2. 字数

 400 字程度

3. 提出様式

 筆記試験（論文）用原稿用紙

 ※指定様式を使用していれば、手書き又はパソコン等の作成方法は問いません。

4. 提出方法

 採用申込書等の書類とともに、申込期間内に提出してください。

(2) 口述試験（個人面接）

1. 日時

 令和８年 11 月 18 日（水）午後１時 30 分集合

2. 場所

淀川区役所６階 会議室
大阪市淀川区十三東２丁目３番３号

7　申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお、郵便等の場合は簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で送付してください。

※持参・郵便等に限らず封筒等の表面に「採用申込書等在中」と朱書きしてください。

※書類等に不備がある場合は受験できないことがあります。

(1) 申込書類

1. 大阪市臨時的任用職員採用申込書
 1通
 ※過去３ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。
 ※採用申込書は、本市所定の様式に限ります。
2. 筆記試験（論文）用原稿用紙（論文テーマについて記載したもの）
 1枚
3. 申し立て書
 1通
4. 「結果通知」送付用の定型封筒
 1通
 ※宛先を記入し、110円切手を貼付してください。

(2) 受付期間

令和８年10月26日（月）から令和８年11月13日（金）まで
※持参の場合：令和８年11月13日（金）午後５時30分まで
※郵便の場合：令和８年11月13日（金）当日必着

(3) 提出先

淀川区役所総務課
〒532-8501 大阪市淀川区十三東２丁目３番３号

8　結果通知

筆記試験、口述試験を総合的に判定し採用を決定します（合否基準を定めています）。 結果については、選考後速やかに受験者全員に通知します。

※電話・メール等による合否のお問合わせについては対応できかねます。

9　その他

(1) 受験資格がないこと及び申込みの内容並びに提出書類等に虚偽が認められた場合は合格を取り消すことがあります。

(2) 本選考において提出された書類等は、受付後返却しません。受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。

(3) 口述試験指定時刻より 30 分以上遅刻した場合は受験できません。

10　問合せ先

淀川区役所総務課（５階 51 番）

担当：米島、南

電話：06-6308-9625

〒532-8501 大阪市淀川区十三東２丁目３番３号